

松江市告示第 246 号

松江市現場改善活動支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 96 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第2条 略		第2条 略	
(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を <u>有する</u> _____ものをいう。		(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を <u>有し、製造業に属する事業を主たる事業として営む</u> ものをいう。	
(2) <u>製造業</u> _____ <u>日本産業標準分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属する</u> _____ものをいう。		(2) <u>企業グループ</u> <u>中小企業者が幹事となり、複数の企業で構成されるグループで、構成企業の2分の1以上が中小企業者である</u> ものをいう。	
(3) 略		(3) 略	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第3条 略		第3条 略	
略		略	
補助金交付の目的	中小企業者が <u>生産性及び品質レベルの向上、安全性の確保等を図るために必要な</u> 現場改善活動の推進に要する経費の一	補助金交付の目的	中小企業者が <u>実施する</u> _____現場改善活動の推進に要する経費の一

	<p>部を補助することにより、中小企業者の<u>企業力向上を図り、もって本市の産業振興に資する</u> _____ ことを目的とする。</p>		<p>部を補助することにより、中小企業者の<u>受注拡大等を支援し、域外からの外貨獲得及び地域産業の競争力強化を図る</u> _____ ことを目的とする。</p>
<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p>現場改善活動に係る次に掲げる事業であって、<u>事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。</u></p> <p>(1) 改善実践事業  ア 略  イ 現場改善による付加</p>	<p>交付の対象である事業の内容</p> <p>現場改善活動に係る次に掲げる事業( _____  _____  _____  _____この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている<u>事業を除く。</u>)とする。<u>ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 教育訓練事業  ア 研修派遣事業  社外で開催される研修等教育訓練への参加による、現場改善活動の実施に必要な知識の習得や社内リーダー養成等の取組  イ 指導専門家招へい事業  外部専門家の指導により、現場改善活動の効果的かつ継続的な実施を図る取組</p> <p>(2) 改善実践事業  ア 略  イ 現場改善による付加</p>	

	<p>価値__向上事業</p> <p>機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組</p> <p><u>(2)</u> 略</p>		<p>価値<u>額</u>向上事業</p> <p>機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組</p> <p><u>(3)</u> 略</p>
補助対象経費	<p>別表に掲げる経費</p> <p>とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く</p> <p>_____。</p>	補助対象経費	<p><u>補助対象経費は、現場改善活動に要する別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)</u>とし、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるものとする。</p>
交付の率又は金額	<p>次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、<u>(1)ア、(1)イ及び(2)それぞれの事業につき1回を限度とする。</u></p>	交付の率又は金額	<p>次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、<u>各</u>_____事業につき1回を限度とする。</p> <p><u>(1) 教育訓練事業</u></p> <p><u>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。</u>ただし、次に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ定める額を上限とする。</p> <p><u>ア 中小企業者 1社当たり30万円</u></p> <p><u>イ 3社以下の企業で構成</u></p>

	<p>(1) 改善実践事業</p> <p>ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、<u>                    </u>10万円を上限とする。</p> <p>イ 現場改善による付加価値<u>額</u>向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、<u>                    </u>30万円を上限とする。</p> <p>(2) 感染症対策事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、<u>                    </u>30万円を上限とする。</p>		<p><u>する企業グループ 1社</u> 当たり30万円</p> <p><u>ウ 4社以上の企業で構成</u> <u>する企業グループ 1グ</u> <u>ープ当たり100万円</u></p> <p>(2) 改善実践事業</p> <p>ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。<u>ただし、</u> <u>1社当たり</u>10万円を上限とする。</p> <p>イ 現場改善による付加価値<u>額</u>向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。<u>ただし、</u> <u>1社当たり</u>30万円を上限とする。</p> <p>(3) 感染症対策事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。<u>ただし、1社当</u> <u>たり</u>30万円を上限とする。</p>
補助事業者の範囲	<u>製造業を主たる事業として営</u> <u>む中小企業者であって、補助事</u> <u>業の完了時に市税を滞納して</u> <u>いないものとする。</u>	補助事業者の範囲	<p>(1) <u>教育訓練事業</u> <u>次のいずれかに該当</u> <u>する者とする。</u></p> <p>ア <u>補助事業の完了時に</u> <u>市税を滞納していない</u> <u>中小企業者</u></p>

終期	令和6年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書及びその明細の写し
- (2) 直近2期分の決算書の写し

第5条～第7条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第

	<p>イ <u>市内の事業所を補助事業の主な対象とする企業が、補助事業の完了時に市税を滞納していない企業グループ</u></p> <p>(2) <u>改善実践事業</u> 補助事業の完了時に市税を滞納していない中小企業者とする。</p> <p>(3) <u>感染症対策事業</u> 補助事業の完了時に市税を滞納していない中小企業者とする。</p>
終期	令和5年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、直近2期分の決算書の写しとする。

(軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

第6条～第8条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第

59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 改善実践事業

ア 現場改善の基礎づくり事業

略

イ 現場改善による付加価値\_\_向上事業

略

(2) 略

59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第6条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 教育訓練事業

経費区分	内 容
<u>謝金</u>	<u>専門家等謝金</u>
<u>旅費</u>	<u>受講者等参加旅費(宿泊費を除く。)、指導専門家等招聘旅費(宿泊費を含む。)</u>
<u>需用費</u>	<u>教材費等</u>
<u>委託料</u>	<u>研修業務委託費</u>
<u>使用料</u>	<u>会場費、備品使用料</u>
<u>負担金</u>	<u>受講料等</u>
<u>その他</u>	<u>その他市長が特に必要と認める経費</u>

(2) 改善実践事業

ア 現場改善の基礎づくり事業

略

イ 現場改善による付加価値額向上事業

略

(3) 略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。